

千葉県現金出納員検査に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、千葉県予算会計規則第112条の規定に基づく出納事務の検査に関し、必要な事項を定めるものとする。

(検査対象)

第2条 会計管理者等は、現金出納員等の設置箇所に対して検査を実施するものとする。

(検査方法)

第3条 会計管理者等は、直接収納事務を行っている部署に対し、定期または随時に検査を実施するものとする。

2 直接収納事務を行っている部署に対し帳簿類の審査を行い、さらにその中から現地調査を行うものとする。

3 前項の規定による検査を実施しなかった部署に対しては、原則として現金出納状況の報告を求めるものとする。

(検査項目)

第4条 会計管理者等は、次の各号に掲げる事項を検査する。

- (1) 収納から払込までの事務処理
- (2) 現金出納簿の記載内容
- (3) 収納金及びつり銭資金の保管
- (4) その他、会計管理者が必要と認める事項

(検査結果の通知)

第5条 会計管理者等は、検査終了後、検査部署に検査結果を通知するものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、現金出納員検査に関し必要な事項は、会計管理者が定める。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。